

報告第 2 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

建物明渡等請求事件訴訟に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成28年11月30日

足立区長 近 藤 弥 生

建物明渡等請求事件訴訟に関する訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

記

1 相手方

債務者 足立区新田在住者

2 訴えの要旨

足立区は、区営住宅使用料相当額を支払わない相手方に対し、次のとおり請求する。

(1) 建物の明渡し

(2) 平成28年2月29日から平成28年11月30日までの区営住宅使用料相当額の未収金553,200円の支払

(3) 平成28年12月1日から明渡しの日までの家賃相当額の支払

(4) 訴訟費用の支払

3 訴訟遂行の方針

弁護士に訴訟を委任し、訴訟を遂行する。